

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市後期高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用補助金
補助事業等の目標	被保険者の健康の保持増進を図るとともに定期接種以外の予防接種に係る費用を補助し負担の軽減を図ることを目的とする。
補助事業等の対象者	諏訪市税及び長野県後期高齢者医療制度の保険料を完納している諏訪市に住所を有する長野県後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれにも該当する者 1 接種日において満75歳以上であること 2 過去に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていないこと 3 補助を受ける年度において、諏訪市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施要綱(平成26年諏訪市告示第91号)に規定する予防接種の対象者でないこと
補助対象経費	肺炎球菌ワクチン予防接種に要する費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予防接種費用の2分の1(ただし、限度額は3,000円とする。) 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 ワクチン接種費用は8,000円程度(医療機関により異なる)であるが、75歳以上の高齢者の健康の保持と負担軽減を図っていく必要があるため
補助事業等の評価	後期高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種率をもとに担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成23年1月1日
補助事業等の終了時期	令和6年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 国の補助対象である定期接種以外の接種について交付する補助金であり、被保険者の健康の保持増進を図るため、継続して補助していくことが必要
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	被保険者への便宜を図る主旨から、補助金の交付にあたっては医療機関の代理受領とする。
提出書類	(1) 諏訪市後期高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用補助金代理受領請求書 (2) 諏訪市後期高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用補助金交付申請書兼代理受領に関する委任状 (3) その他市長が必要と認める書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 市民環境部 市民課 国保医療係

平成31年 3月29日 一部改正(平成31年 4月 1日 施行)

令和 3年 3月17日 一部改正(令和 3年 4月 1日 施行)